

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 6 年 5 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市河芸庁舎 3 階 防災本部室

出席部会委員 1 ^{いけだ}池田 ^{ながよし}長義 ・ 3 ^{もり}森 ^{つねとし}恒利 ・ 6 ^{あかつか}赤塚 ^{かおる}薫 ・ 7 ^{いとう}伊藤 ^{せいいち}征一
 10 ^{おくやま}奥山 ^{かんごろう}勘五郎 ・ 13 ^{にわ}丹羽 ^{よしひさ}芳久 ・ 14 ^{まえだ}前田 ^{のりお}紀男 ・ 15 ^{すぎたに}杉谷 ^{まさみ}正美
 16 ^{たなか}田中 ^{しげと}茂人 ・ 20 ^{なかがわ}中川 ^{ふみひろ}文博 ・ 22 ^{なかばやし}中林 ^{ちゅういち}長一 ・ 23 ^{ひらい}平井 ^{ひでつぐ}秀次
 43 ^{ごとう}後藤 ^{かつ}勝 ・ 48 ^{まえかわ}前川 ^{まさつぐ}正次

以上 1 4 名

欠席委員 2 ^{おおた}太田 ^{よしまさ}義政 ・ 5 ^{あおき}青木 ^{しょうじ}正司 ・ 9 ^{おおた}大田 ^{たけし}武士

出席部会員外委員 会長 ^{もりやま}守山 ^{たかゆき}孝之

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：紀平担当副主幹
 芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 3 ^{もり}森 ^{つねとし}恒利 ・ 1 6 ^{たなか}田中 ^{しげと}茂人

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
 報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・賃貸借権)
 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・使用貸借)
 議案第 6 号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	それでは、第5回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は3名、出席委員は14名でございます。 それでは、議事録署名者を私から指名させていただきます。 3番 森委員、16番 田中委員、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。 報告第1号から6号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。
事 務 局	それでは、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号を1から16で、合計で件数は16件、面積が74,442㎡で、その内訳は、田が73,107㎡、畑が1,335㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 続きまして、5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から8で、合計で8件、面積は37,090㎡で、その内訳としまして、田が28,849㎡、畑が3,773㎡、その他、これは台帳地目は宅地等で現況地目が畑になりますが、面積は4,468㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、番号2の案件につきましては、あっせんの希望がございますので、またよろしくお願いいたしますと思います。 続きまして、8ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1は、一般個人住宅用地、番号2は、駐車場用地、番号3は、農業用倉庫用地、番号4は、一般個人住宅用地、番号5及び番号6につきましては、太陽光発電施設用地でございます。 以上件数は6件で、合計面積は3,476㎡、すべて田でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1及び番号2は、一般個人住宅用地、番号3は、太陽光発電施設用地、番号4は、貸し駐車場用地、番号5は、宅地分譲用地、番号6は、宅地用地、番号7は、駐車場用地、番号8は、宅地分譲用地、番号9は、太陽光発電施設用地。 以上、件数の合計は9件で、面積が8,962㎡、内訳としまして、田が4,797㎡、畑が4,165㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借

権)でございます。

番号1、太陽光発電施設用地の1件で、面積は田で641㎡でございます。
続きまして、11ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地、番号2、一般住宅及び農業用倉庫用地の2件で、合計面積が1,116㎡、このうち田が502㎡、畑が614㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、12ページ、13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積19,294㎡、渡人 _____、面積1,639㎡、申請地 一身田平野佛田 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積931㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 一身田、受人 _____、面積19,294㎡、渡人 _____、面積8,909㎡、申請地 一身田平野巽之角 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積856㎡ 外1筆で、合計面積1,837㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 神戸、受人 _____、面積5,006㎡、渡人 _____、面積8,127.61㎡、申請地 神戸中垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積46㎡。

これにつきましては、受人は、隣接し耕作に便利でありますことから、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 雲出、受人 _____、面積32,063㎡、渡人 _____、面積6,520㎡、申請地 雲出本郷町弥貴地藏 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積642㎡ 外1筆で、合計面積1,607㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、受人の住所が四日市で、片道1時間20分程度かかりますが、農機具は運搬し、水稻を作付するとのことでございます。

番号5、地区 雲出、受人 _____、面積32,063㎡、渡人 _____ 外1名、面積6,520㎡、申請地 雲出本郷町弥貴地藏 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積1,182㎡ 外1筆で、合計面積3,969㎡。

これにつきましても、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 黒田、受人 _____、面積6, 246 m²、渡人 _____、面積1, 318 m² 申請地 河芸町三行高城_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積595 m² 外2筆で、合計面積1, 318 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足で離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 黒田、受人 _____、面積19, 848. 30 m²、渡人 _____、面積3, 768. 67 m²、申請地 河芸町浜田小脇_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積6. 67 m² 外1筆で、合計面積32. 67 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 棕本、受人 _____、面積11, 547 m²、渡人 _____、面積618 m²、申請地 芸濃町棕本森_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積589 m²。

これにつきましては、受人は、病気などで労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は8件で、合計面積が10, 329. 67 m²、その内訳は田が9, 694. 67 m²、畑が635 m²でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。 それでは、地元委員さんの意見を伺います。 1番、2番の一身田の件でございますけれども、一身田の農業委員さんは体調が悪いということでございますので、今日は欠席です。 何ら問題なかろうということでございますので、よろしくということでございます。 3番、神戸。
池田委員	1番 池田です。何も問題はありません。
議 長	4番、5番、雲出。
事 務 局	4番、5番、雲出の案件ですけれども、大田委員は欠席をされておりました、事前にこの2件について問題ないという連絡をいただいておりますので、よろしくお願いします。
議 長	6番、7番、黒田。
丹羽委員	13番 丹羽です。河芸の一番端で、鈴鹿市に近い所なんですけれども、離農されるということでいいと思います。よろしくお願いします。

議 長	ありがとうございました。
丹羽委員	それから、7番、浜田。これは、隣の畑を造成されていまして、畑をするということで、川の水を切っているんですけども、川というか排水溝、排水溝の切った柵を打ったために、少し境界が出入りしていまして、その出入りした出っ張った部分をその人が買い取りますということなので、営農拡大ということで、よろしいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	8番、棕本。
田中委員	16番 田中です。受人の方は、野菜などをつくって直売所へ販売しておられる方で、熱心に農業をしておられます。渡人の方は、ちょっと体の具合が悪くて、草も生やしておりましたので、逆に、隣人の方に持っていただきまして、よかったと思っております。よろしくお願いいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは、14ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 一身田、申請者 _____、申請地 一身田豊野今井 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積218㎡です。 これにつきましては、檜を100本程度植林するということで、農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 棕本、申請者 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積2,787㎡のうち448㎡。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は、210.6㎡で転用面積の47%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上件数は2件、合計面積は、畑で666㎡でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	1番、一身田の件でございます。高田短大の裏の獣道のような道を行った所でございまして、ずっと前から木が荒れ放題になっておる所でございます。何ら植林をしていただいたら結構なことやと思います。わずかな面積で、斜面で、

何ともならんところですよ。何ら問題なかろうということでございますので、よろしく願いいたします。

2番、棕本。

田中委員 16番 田中です。この案件ですが、鉄骨のビニールハウスというか、立派なハウスが建っておりまして、それが火事で、そのハウスの表面のビニールが焼けて、鉄骨が残っております。その鉄骨の上に、太陽光発電のパネルを設置するということなのでございますので、下はそのまま農業の関係で利用するということなのでございまして、全く農業に影響ありませんし、そのまま使用していただいたらいいかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。
次に、議案第3号 農地法第5条1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。
番号1、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本平林 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積337㎡です。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 棕本、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本北豊久野 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積800㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建売分譲住宅用地とするものですが、5年ほど前に、駐車場用地として既に造成されておりまして、渡人のほうから始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号3、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町三郷下田 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積743㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、倉庫及び車庫用地とするものですが、昭和48年ごろから既に倉庫及び駐車場用地として利用されておりまして、受人、渡人の連名で始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号4、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生小婦化 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積690㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、教会の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町川西廣見_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積204㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自宅用の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明合、受人 株式会社_____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町大塚向山_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積327㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は6件、合計面積は3,101㎡で、その内訳は田が743㎡、畑が2,358㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、地元委員さんの意見をお伺いいたします。

1番、2番、棕本。

田中委員

現地確認に行っていました。1番は、コンビニを設置するということで、業者が来ておりまして、その今の農地のところに家が建っておりまして、それが邪魔になりますもんで、別のところへ新規に業者が建ててやるという話でございまして、その空いた所へまた、この案件にはまだ出ていませんが、_____という業者が来て、そこへ建てるというようで、これはとりあえず立ち退くという意味合いの案件でございます。

2番は、既にもう雑種地になっておりまして、それを住宅用地にするということでございまして、地元の委員との話で何ら問題はなかろうということでございます、よろしくお願いいたしますと思います。

議 長

3番、高宮。

中川委員

事務局の説明どおり、もう既に資材置き場になっておりまして、隣地の承諾書も出ておりますので、また、よろしくお願いいたしますと思います。

議 長

4番、草生。5番、村主。

平井委員

23番 平井です。まず、4番でございます。畑というものの、もう荒れておりまして、境界に隣接して駐車場ということで、その駐車場に入るには、境界の一部を取り壊して侵入するということです。ここについては問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5番でございますが、隣接した所で駐車場がないとのことでございますので、これにつきましてもやむを得ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

6番、明合。

中林委員	22番 中林です。6番は建売住宅用地として不動産業者が買い取るものでございまして、現地調査をいたしましたところ、何ら問題点はございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定いたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	16ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 大里、借り人 _____株式会社代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 大里睦合町大久保_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積1,289㎡ 外1筆で、合計面積1,899㎡です。 これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、隣接する山林等を含めまして、2,847.12㎡の太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、農地部分で964.3㎡、転用面積の50.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 大里、借り人 _____代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 大里睦合町大久保_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積780㎡ 外2筆で、合計面積3,917㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、2,519㎡、転用面積の64.3%の割合になります。なお、番号1の申請地と隣接しておりまして、施設は一体で設置するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上件数は2件で、合計面積は畑で5,816㎡でございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これは私の地元でございまして、昨日、会長並びに委員さん、事務局と一緒に現地を見させていただきまして、畑でございます。今まではさつきなどを作っていましたけれども、もうこれからは出来ないということで、耕作放棄地になるといけないので、太陽光発電施設にするということでございますので、よろしくお願いいたします。

そういうことでございますので、皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、17ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。
番号1、地区 安東、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安東町茨 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積23㎡ 外2筆で、合計面積379㎡です。
これにつきましては、借り人は、祖父である貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 高宮、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 美里町足坂白樫 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積495㎡。
これにつきましては、借り人は、父である貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積が191.1㎡、転用面積の38.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上件数は2件で、合計面積は畑で874㎡でございます。
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは地元委員さんのご意見を伺います。
1番、安東。

事務局 安東地区の太田委員さん、本日は欠席されておまして、問題なしとご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、高宮。

中川委員 20番 中川です。現地確認をいたしました。隣地の承諾も出ておりますので、よろしくお願いします。

事務局 地元委員さんから、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第５号については許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第６号 非農地証明願について事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	１８ページをお願いいたします。 議案第６号 非農地証明願についてでございます。 番号１、地区 神戸、願出者 _____、申請地 神戸中垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積１５８㎡です。 これにつきましては、添付されております建物の登記簿謄本により、建築は昭和３８年７月３０日で、公図並びに住宅地図等を確認しますと、申請地に申請建物が建築されていると考えられます。このことから、当該土地につきまして、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第３条第１項第２号の規定によりまして、農地以外に供され２０年以上経過している要件に該当するものと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 それでは、地元委員さんの意見を伺います。
池田委員	１番 池田です。何も問題はありません。
事 務 局	地元委員さんから、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 異議なしと認め、非農地証明することに決定をいたします。 それでは、議案第７号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。
事 務 局	それでは、議案第７号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。 表紙の次のページになりますけれども、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧くださいと思います。 各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。 津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で１８５，０９５㎡、畑の賃貸借、使用貸借で１２，５９６㎡、契約件数は５８件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借で６，０４０㎡、契約件数は２件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借で５７，６９５㎡、畑の賃貸借で２，０９７㎡、契約件数は２０件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で1, 990 m²、契約件数は1件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6, 078 m²、契約件数は3件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせまして256, 898 m²、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせまして14, 693 m²、合計契約件数が84件で、合計面積は271, 591 m²となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区11件、安濃地区19件、芸濃地区1件、合計で31件になります。合計面積98, 921 m²でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さんからのご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りさせていただきます。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これで、第5回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年5月20日

議長

出席委員

出席委員